

藤沢市議会傍聴規則

制定 昭和37. 12. 20議会規則第1号

改正 昭和38. 7. 1議会規則第1号

昭和59. 7. 23議会規則第2号

平成9. 2. 24議会規則第1号

平成22. 9. 1議会規則第1号

平成29. 12. 21議会規則第1号

令和7. 7. 4議会規則第2号

昭和45. 9. 21議会規則第3号

平成3. 12. 4議会規則第3号

平成13. 3. 29議会規則第1号

平成24. 3. 1議会規則第1号

令和7. 3. 5議会規則第1号

藤沢市議会傍聴人取締規則（昭和30年5月藤沢市議会規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（昭和45議会規則3・平成9議会規則1・一部改正）

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席、車椅子席、親子傍聴席及び報道関係者席に区分する。

（平成22議会規則1・平成29議会規則1・一部改正）

（傍聴の手続）

第3条 議会の会議を傍聴しようとする者は、藤沢市議会傍聴受付票（第1号様式。以下「受付票」という。）に、住所及び氏名を記入の上、議会局へ届け出て、先着順に傍聴席に入らなければならない。

2 生徒、児童その他の者が、団体で傍聴しようとする場合は、その代表者又は責任者は、議会団体傍聴許可申請書（第2号様式）を議長に提出し、許可を受けなければならない。

3 議長は、前項の規定による申請を適当と認めたときは、議会団体傍聴許可書（第3号様式）を代表者又は責任者に交付する。

4 受付票を届け出た者は、その日に限り傍聴することができる。

（昭和46議会規則3・平成13議会規則1・平成22議会規則1・令和7議会規則1・一部改正）

（傍聴人の定員）

第4条 傍聴人の定員は、次の各号に掲げる席の区分に応じ当該各号に掲げるとおりとする。ただし、議長が必要と認めるときは、傍聴人の定員を増減することができる。

（1）一般席 63人

（2）車椅子席 2人

（3）親子傍聴席 2人

（4）報道関係者席 10人

（昭和45議会規則3・平成22議会規則1・平成29議会規則1・一部改正）

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現存する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足る顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(昭和45議会規則3・平成3議会規則3・平成22議会規則1・平成29議会規則1・令和7議会規則2・一部改正)

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席においては静粛にし、かつ、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現存する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(昭和45議会規則3・全改、平成22議会規則1・平成24議会規則1・令和7議会規則2・一部改正)

(写真撮影、録画、録音又は放送等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真撮影、録画、録音又は放送等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(平成22議会規則1・全改、令和7議会規則2・一部改正)

(議場への入場禁止)

第8条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(平成9議会規則1・一部改正、平成22議会規則1・全改)

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場しなければならない。

(平成22議会規則1・追加、令和7議会規則2・一部改正)

(係員の指示)

第 1 0 条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(昭和45議会規則 3・全改、平成22議会規則 1・旧第 9 条繰下、令和 7 議会規則 2・一部改正)

(違反に対する措置)

第 1 1 条 法第130条第 1 項及び第 2 項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(平成22議会規則 1・追加、令和 7 議会規則 2・一部改正)

(議長の処置)

第 1 2 条 この規則に規定しない事項であっても、議長が必要と認めるときは、適宜の処置をとることができる。

(平成22議会規則 1・追加)

(委任)

第 1 3 条 この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(平成22議会規則 1・追加)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和38年議会規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和45年議会規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年議会規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 3 年議会規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 9 年議会規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年議会規則第 1 号)

この規則は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成22年議会規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年議会規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年議会規則第 1 号)

この規則は、平成30年 1 月 4 日から施行する。

附 則 (令和 7 年議会規則第 1 号)

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年議会規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

No. _____	
藤沢市議会傍聴受付票	
住所	_____

氏名	_____

※上記の個人情報については、傍聴の保障や傍聴人の整理を目的として収集させていただきます。

第2号様式（第3条関係）（昭和45議会規則3・全改、昭和59議会規則2・平成13
議会規則1・一部改正、平成22議会規則1・全改、令和7議会規則2・一部改正）

議 会 団 体 傍 聴 許 可 申 請 書

第2号様式（第3条関係）

議 会 団 体 傍 聴 許 可 申 請 書							
年 月 日 藤沢市議会議長 様 住 所 _____ 申請者 (代表者) 氏 名 _____							
1 団体名							
2 傍聴希望日		年 月 日（午前・午後）					
3 傍 聴 人	氏 名	住 所					
上記のとおり許可してよろしいでしょうか。							起案 ・ ・
議 長	局 長	課 長	主 幹	監 査	主 査	担 当	公印使用 承認印
							決裁 ・ ・
							交付 ・ ・

3 傍 聴 人	氏 名	住 所

第 3 号様式（第 3 条関係）（昭和45議会規則 3・全改、平成13議会規則 1・一部改正、平成22議会規則 1・全改、平成24議会規則 1・令和 7 議会規則 2・一部改正）

議 会 団 体 傍 聴 許 可 書

第 3 号様式（第 3 条関係）

議 会 団 体 傍 聴 許 可 書

年 月 日	
様	
藤沢市議会議長	
次のとおり許可します。	
1 傍 聴 日	印 年 月 日（午前・午後）
2 人 員	人
3 傍聴の際の守るべき事項	1 静粛にしてください。 2 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、示威的な行為をしないでください。 3 携帯電話端末等の音を発する機器は、電源をお切りいただくか、音を発しない状態にしてください。 4 飲食又は喫煙をしないでください。 5 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の妨害となるような行為をしないでください。 6 議会団体傍聴許可書に記載した日以外の傍聴はできません。

※本会議、常任委員会及び特別委員会は、インターネット配信を行っておりますので、傍聴席が放映される場合があります。また、議会広報活動において、本日の議場の様子の写真が掲載されることがあります。あらかじめご了承下さい。